

## 令和4年第6回春日井市議会定例会提出議案目次

議案番号	議 題	
第81号議案	令和4年度春日井市一般会計補正予算（第6号）	1
第82号議案	令和4年度春日井市一般会計補正予算（第7号）	3
第83号議案	令和4年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第2号）	8
第84号議案	令和4年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算 （第1号）	10
第85号議案	令和4年度春日井市水道事業会計補正予算（第2号）	11
第86号議案	令和4年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第 1号）	12
第87号議案	春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の 使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条 例の一部を改正する条例について	13
第88号議案	春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例について	15
第89号議案	春日井市個人情報等保護条例について	17
第90号議案	春日井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する 条例について	32
第91号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例について	50
第92号議案	春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例について	73
第93号議案	春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関す る条例の一部を改正する条例について	75
第94号議案	春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 一部を改正する条例について	77
第95号議案	春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例について	80
第96号議案	春日井市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条 例について	86
第97号議案	春日井市朝宮公園条例の一部を改正する条例について	94

第 98 号議案	春日井市学校給食調理場条例の一部を改正する条例について……………	96
第 99 号議案	春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について…	98
第100号議案	春日井市子どもの家条例及び春日井市子育て子育ち総合支援館条例の一部を改正する条例について……………	100
第101号議案	春日井市立保育園条例の一部を改正する条例について…	104
第102号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について……	106
第103号議案	春日井市潮見坂平和公園条例の一部を改正する条例について……………	135
第104号議案	春日井市子どもの家の指定管理者の指定について……………	138
第105号議案	春日井市自転車等駐車場の指定管理者の指定について…	139
第106号議案	春日井市高蔵寺まなびと交流センターの指定管理者の指定について……………	140
報告第 33 号	和解の専決処分について……………	141

## 第 81 号議案

### 令和 4 年度春日井市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度春日井市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 952,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 121,537,712 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 29 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県 支 出 金		8,743,422	390,000	9,133,422
	2 県 補 助 金	2,785,913	390,000	3,175,913
20 繰 入 金		4,633,074	562,500	5,195,574
	1 繰 入 金	4,633,074	562,500	5,195,574
歳 入 合 計		120,585,212	952,500	121,537,712

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		54,551,065	952,500	55,503,565
	2 児 童 福 祉 費	20,427,533	952,500	21,380,033
歳 出 合 計		120,585,212	952,500	121,537,712

## 第 82 号議案

### 令和 4 年度春日井市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年度春日井市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,320,564 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 122,858,276 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

#### （債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 11 月 29 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		21,410,482	1,008,120	22,418,602
	2 国庫補助金	6,244,426	1,008,120	7,252,546
17 県支出金		9,133,422	16,610	9,150,032
	2 県補助金	3,175,913	14,000	3,189,913
	3 県委託金	782,950	2,610	785,560
20 繰入金		5,195,574	288,438	5,484,012
	1 繰入金	5,195,574	288,438	5,484,012
22 諸収入		3,523,678	7,396	3,531,074
	5 雑入	2,571,731	7,396	2,579,127
歳入合計		121,537,712	1,320,564	122,858,276

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		460,165	1,565	461,730
	1 議会費	460,165	1,565	461,730
2 総務費		11,126,058	642,312	11,768,370
	1 総務管理費	8,945,379	602,653	9,548,032
	2 徴税費	1,080,187	36,014	1,116,201
	3 戸籍住民基本台帳費	593,556	3,096	596,652
	5 統計調査費	18,469	190	18,659
	6 監査委員費	69,260	359	69,619
3 民生費		55,503,565	285,335	55,788,900
	1 社会福祉費	28,792,835	9,957	28,802,792
	2 児童福祉費	21,380,033	272,787	21,652,820
	3 生活保護費	5,328,447	2,591	5,331,038
4 衛生費		14,419,977	34,363	14,454,340
	1 保健衛生費	7,799,094	4,272	7,803,366
	2 環境対策費	333,161	1,311	334,472
	3 清掃費	5,672,932	28,780	5,701,712
	4 上水道費	614,790	0	614,790

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		260,757	741	261,498
	1 農業費	250,605	741	251,346
7 商工費		2,862,864	13,112	2,875,976
	1 商工費	2,862,864	13,112	2,875,976
8 土木費		13,343,165	109,976	13,453,141
	1 土木管理費	913,199	3,225	916,424
	2 道橋りょう路費	1,611,336	10,000	1,621,336
	3 河川費	1,161,694	912	1,162,606
	4 都市計画費	7,111,418	95,561	7,206,979
	5 住宅費	2,545,518	278	2,545,796
9 消防費		3,246,406	26,617	3,273,023
	1 消防費	3,246,406	26,617	3,273,023
10 教育費		11,883,549	206,543	12,090,092
	1 教育総務費	1,354,073	8,241	1,362,314
	2 小学校費	2,301,359	98,805	2,400,164
	3 中学校費	1,305,153	46,950	1,352,103
	4 社会教育費	3,649,086	26,194	3,675,280
	5 学校給食費	3,273,878	26,353	3,300,231
歳出合計		121,537,712	1,320,564	122,858,276



第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	岩成台保育園解体工事	35,000
消防費	消防費	水槽付消防ポンプ自動車購入	103,180

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
市道整備事業	令和5年度	140,000

## 第 83 号議案

### 令和 4 年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,722,191 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 29 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 収 入		163,990	800	164,790
	2 償還金及び 還付加算金	8,200	800	9,000
歳 入 合 計		5,721,391	800	5,722,191

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 支 出 金		8,200	800	9,000
	1 償還金及び 還付加算金	8,200	800	9,000
歳 出 合 計		5,721,391	800	5,722,191

第 84 号議案

令和 4 年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度春日井市春日井市民病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度春日井市春日井市民病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 病院事業費用	19,304,617 千円	241,900 千円	19,546,517 千円
第 1 項 医業費用	18,651,650 千円	241,900 千円	18,893,550 千円

令和 4 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 85 号議案

令和 4 年度春日井市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度春日井市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和 4 年度春日井市水道事業会計予算第 9 条を第 10 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
上水道配水管布設工事 （高山町その 1）	令和 5 年度	90,800
上水道配水管布設替工事 （高蔵寺町その 6）	令和 5 年度	134,200
上水道配水管布設替工事 （高蔵寺町その 7）	令和 5 年度	126,100

令和 4 年 11 月 29 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 第 86 号議案

### 令和 4 年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度春日井市公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度春日井市公共下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 下水道事業収益	7,003,968千円	79,400千円	7,083,368千円
第 2 項 営業外収益	2,508,022千円	79,400千円	2,587,422千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	6,707,054千円	79,400千円	6,786,454千円
第 1 項 営業費用	6,155,261千円	79,400千円	6,234,661千円

令和 4 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 第 87 号議案

春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成5年春日井市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第4条第1項第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第6条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の春日井市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

### 説 明

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における自動車の使用等に係る公費負担の限度額を引き上げるため必要があるからである。



第 88 号議案

春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例について

春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市事務分掌条例の一部を改正する条例

春日井市事務分掌条例（昭和47年春日井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「地域包括ケア」を「包括的な支援体制の推進」に改める。

第8条第1号中「次世代育成支援」を「子育て支援」に改め、同条第2号中「青少年及び児童」を「青少年健全育成」に改め、同条第3号中「母子家庭等」を「児童及び家庭」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 説 明

この案を提出するのは、地域共生社会の実現のための包括的な支援体制の推進に関する事務を健康福祉部に所掌させる等のため必要があるからである。

第 89 号議案

春日井市個人情報等保護条例について

春日井市個人情報等保護条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市個人情報等保護条例

春日井市個人情報保護条例(平成14年春日井市条例第41号)の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 個人情報の取扱い(第3条—第11条)
- 第3章 死者情報の取扱い(第12条—第21条)
- 第4章 雑則(第22条—第29条)
- 第5章 罰則(第30条—第32条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行及び死者に関する情報の適正な取扱いの確保について必要な事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するとともに、市政に対する信頼を確保することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、この条例に定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (2) 死者情報 死者に関する情報(当該情報が同時に生存する個人に関する情報である場合を除く。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（死者識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）

イ 死者識別符号が含まれるもの

(3) 死者識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が規則その他の規程（以下「規則等」という。）で定めるものをいう。

ア 特定の死者の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の死者を識別することができるもの

イ 死者にその生前提供された役務の利用若しくは死者にその生前販売された商品の購入に関し割り当てられ、又は死者にその生前発行されたカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受けた者を識別することができるもの

(4) 要配慮死者情報 本人（死者情報によって識別される特定の死者をいう。以下同じ。）の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が規則等で定める記述等が含まれる死者情報をいう。

(5) 保有死者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した死者情報で

あって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(春日井市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下この条において同じ。)に記録されているものに限る。

- (6) 特定死者情報 個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この条において「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む死者情報をいう。
- (7) 保有特定死者情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定死者情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (8) 死者の情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定死者情報をいう。

## 第2章 個人情報の取扱い

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第3条 法第74条の規定は、実施機関が個人情報ファイルを保有しようとする場合について準用する。この場合において、同条第1項中「行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「実施機関」と、「当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会」とあるのは「実施機関は、あらかじめ、市長」と、同条第3項中「行政機関の長」とあるのは「実施機関」と、「当該行政機関」とあるのは「当該実施機関」と、「個人情報保護委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(個人情報取扱事務の事前通知)

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(法第75条に基づく個人情報フ

イル簿の作成及び公表の対象となる個人情報ファイル以外の保有個人情報を含む情報を保有する事務をいう。以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報の利用目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が規則等で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により通知した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による通知に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求書の記載事項)

第5条 実施機関は、開示請求書に、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、当該実施機関が規則等で定める事項を記載させることができる。

(開示情報)

第6条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、春日井市情報公開条例第7条第2号エに掲げる情報(法第78条第1項各号(第2号を除く。))に該当するものを除く。)とする。

(開示決定等の期限)

第7条 実施機関が行う法第82条各項の規定による開示決定等についての法第83条第1項の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは、「14日以内」とする。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 実施機関が行う法第82条各項の規定による開示決定等についての法第84条の規定の適用については、同条中「60日以内」とあるのは、「44日以内」とする。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第9条 法第89条第2項に規定する手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定に基づき写しの交付又は実施機関の定める方法により開示を受ける者は、当該写しの作成等及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求書の記載事項)

第10条 実施機関は、訂正請求書に、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、当該実施機関が規則等で定める事項を記載させることができる。

(利用停止請求書の記載事項)

第11条 実施機関は、利用停止請求書に、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、当該実施機関が規則等で定める事項を記載させることができる。

### 第3章 死者情報の取扱い

(保有の制限等)

第12条 実施機関は、死者情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第18条第2項及び第3項において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、死者情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(不適正な利用の禁止)

第13条 実施機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある



方法により死者情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第14条 実施機関は、偽りその他不正の手段により死者情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第15条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有死者情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第16条 実施機関は、保有死者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有死者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める業務を行う場合における死者情報の取扱いについて準用する。

- (1) 実施機関から死者情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 前2号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第17条 死者情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者、前条第2項に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は実施機関において死者情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第30条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た死者情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第18条 実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有死者情報（保有特定死者情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有死者情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有死者情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の生前の同意があるとき。

(2) 実施機関が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有死者情報を内部で利用する場合であって、当該保有死者情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の実施機関、議会、行政機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有死者情報を提供する場合において、保有死者情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る死者情報を利用し、かつ、当該死者情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有死者情報を提供するときその他保有死者情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有死者情報の利用又は提供を制限する法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、市政に対する信頼の確保のため特に必要があると認めるときは、保有死者情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部等に限るものとする。

（保有特定死者情報の利用の制限）

第19条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定死者情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の生前の同意があるときは、利用目的以外の目的のために保有特定死者情報(死者の情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定死者情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有死者情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第20条 実施機関は、利用目的のために又は第18条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有死者情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有死者情報の提供を受ける者に対し、提供に係る死者情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の死者情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(死者情報取扱事務の事前通知)

第21条 第4条の規定は、死者情報を取り扱う事務を開始し、若しくは変更しようとする場合又は廃止した場合について準用する。この場合において、同条第1項中「個人情報を取り扱う事務(法第75条に基づく個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象となる個人情報ファイル以外の保有個人情報を含む情報を保有する事務をいう。以下「個人情報取扱事務」という。)」とあるのは「死者情報を取り扱う事務(以下「死者情報取扱事務」という。)」と、同項第1号及び第2号中「個人情報取扱事務」とあるのは「死者情報取扱事務」と、同項第3号から第5号までの規定中「個人情報」とあるのは「死者情報」と、同項第6号中「個人情報に要配慮個人情報」とあるのは「死者情報に要配慮死者情報」と、同条第2項中「個人情報取扱事務」とあるのは「死者情報取扱事務」と読み替えるものとする。

## 第4章 雑則

### (苦情処理)

第22条 実施機関は、実施機関における死者情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

### (市内の事業者等への支援)

第23条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (説明及び資料提出)

第24条 市長は、法第14条の処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

### (助言及び勧告)

第25条 市長は、前条の規定による説明又は資料の提出の結果、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、必要な限度において、当該事業者に対し、個人情報の適正な取扱いについて助言することができる。

2 市長は、前項の規定による助言をした場合において、事業者が行う個人情報の取扱いに改善が見られないと認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いの是正を勧告することができる。

3 市長は、必要に応じて前項の規定による勧告に係る事実に関する情報を市民に提供することができる。

### (適用除外)

第26条 事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前2条の規定は、適用しない。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- (2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- (3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する

者 学術研究の用に供する目的

(4) 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

(5) 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

（審査会への諮問）

第27条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報及び死者情報（以下この条において「個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、春日井市情報公開・個人情報等保護審査会に諮問（個人情報に係る諮問にあつては、法第129条に基づくものに限る。）することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項及び第16条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報等の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（施行の状況の公表）

第28条 市長は、毎年度、実施機関におけるこの条例の施行の状況を公表するものとする。

（委任）

第29条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

## 第5章 罰則

第30条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第16条第2項に規定する受託業務若しくは管理業務に従事している者若しくは従事していた者又は実施機関において死者情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、死者の秘密に属する事項が記録された保有死者情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有死者情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を

提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第31条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有死者情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第32条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で死者の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 次に掲げる者に係る改正前の春日井市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）後も、なお従前の例による。

(1) 施行日において現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日において現に旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事している者又は施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) 施行日において現に旧実施機関が指定管理者に公の施設の管理を行わせている場合において、当該管理の業務における旧個人情報の取扱いに従事している者又は施行日前において旧実施機関が指定管理者に公の施設の管理を行わせていた場合において、当該管理の業務における旧個人情報の取扱いに従

事していた者

- 3 施行日前に旧条例の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にされた旧条例に基づく決定又は旧保有個人情報の開示の請求その他の旧条例の規定に基づく請求に係る実施機関の不作為に係る審査請求については、なお従前の例による。
- 5 附則第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
- 6 附則第2項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 7 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則及び過料の適用については、なお従前の例による。

（春日井市情報公開条例の一部改正）

- 8 春日井市情報公開条例の一部を次のように改正する。  
第12条第1項中「起算して15日以内」を「14日以内」に改める。  
第13条中「起算して45日以内」を「44日以内」に改める。  
第18条第1項中「春日井市情報公開・個人情報保護審査会」を「春日井市情報公開・個人情報等保護審査会」に改める。  
第25条の次に次の1条を加える。

(審査会への諮問)

第25条の2 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、情報公開制度の適正な運用を確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要であると認めるときは、春日井市情報公開・個人情報等保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 前号の場合のほか、実施機関における情報公開制度の運用上の細則を定めようとする場合

(春日井市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

9 春日井市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年春日井市条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

春日井市情報公開・個人情報等保護審査会条例

第1条中「春日井市情報公開・個人情報保護審査会」を「春日井市情報公開・個人情報等保護審査会」に改める。

第2条第1項中「及び春日井市個人情報保護条例（平成14年春日井市条例第41号。以下「個人情報保護条例」という。）第42条」を「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び春日井市議会個人情報等保護条例（令和4年春日井市条例第 号。以下「市議会個人情報等保護条例」という。）第46条第1項」に、「春日井市情報公開・個人情報保護審査会」を「春日井市情報公開・個人情報等保護審査会」に改め、同条第2項中「情報公開及び個人情報保護に関する重要な事項について」を「特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項、情報公開条例第25条の2、春日井市個人情報等保護条例（令和4年春日井市条例第 号。以下「個人情報等保護条例」という。）第27条及び市議会個人情報等保護条例第51条の規定に基づき」に、「及び個人情報保護条例第2条第4号の実施機関」を「、個人情



報等保護条例第2条第2項第1号の実施機関及び議会の議長」に改める。

第3条第1号中「又は個人情報保護条例第42条」を「、法第105条第3項において準用する同条第1項又は市議会個人情報等保護条例第46条第1項」に、同条第3号中「個人情報保護条例第22条第1項、第32条第1項又は第39条第1項」を「法第83条第1項、第94条第1項若しくは第102条第1項又は市議会個人情報等保護条例第26条第1項、第36条第1項若しくは第43条第1項」に、「個人情報保護条例第2条第5号」を「法第60条第1項又は市議会個人情報等保護条例第19条第1項」に改める。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

10 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年春日井市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「情報公開・個人情報保護審査会委員」を「情報公開・個人情報等保護審査会委員」に改める。

## 説 明

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の取扱いについて規定を整備する等のため必要があるからである。

第 90 号議案

春日井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

春日井市職員の定年等に関する条例（昭和59年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起

算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の8条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(1) 春日井市職員の給与に関する条例(昭和36年春日井市条例第1号)第9条及び春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和41年春日井市条例第6号)第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職

(2) 前号に掲げる職のほか、これに相当する職として規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法

第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の

運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管

理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しよう

とする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

（委任）

第13条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第4項に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項を附則第2項とし、同項の次に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、春日井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年春日井市条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に定める市民病院等において医療業務に従事する医師及び歯科医師であって、同条の規定を適用する職員の定年については、前項の規定にかかわらず、年齢65年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に定める市民病院等において医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下



「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。) (情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員 (異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員 (以下「末日経過職員」という。) を除く。) にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度 (当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度) ) において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行する。

### (春日井市職員再任用条例の廃止)

第2条 春日井市職員再任用条例 (平成13年春日井市条例第7号) は、廃止する。

### (勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に改正前の春日井市職員の定年等に関する条例 (昭和59年春日井市条例第17号。以下「旧条例」という。) 第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限 (同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。) が施行日以後に到来する職員 (以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。) について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、改正後の春日井市職員の定年等に関する条例 (以下「新条例」という。) 第4条第1項

各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で

定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）で

あつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の

規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第9条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第8条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第9条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準

日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第10条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、60年とする。

（春日井市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第11条 春日井市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年春日井市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条中「において」の次に「、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（春日井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第12条 春日井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年春日井

市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第13条 春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年春日井市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「再任用短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第19条中「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、改正後の春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第15条 春日井市職員の育児休業等に関する条例(平成4年春日井市条例第6号)



の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 春日井市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

- (3) 春日井市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第6条の2第1項の項を削り、同表第14条第3項の項及び第16条第2項及び第3項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の表第14条第3項の項及び第16条第2項及び第3項ただし書並びに第26条第1項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第24条の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 育児短時間勤務職員（育児休業法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。）に対する春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年春日井市条例第 号）による改正後の給与条例附則第23項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「に、勤務時間条例第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする」とする。

(春日井市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第16条 春日井市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年春日井市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 春日井市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(春日井市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の春日井市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（春日井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年春日井市条例第 号）附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

(春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正)

第18条 春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和41年春日井市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

## 説 明

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を65年とする等規定を整備するため必要があるからである。

第 91 号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 29 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	

39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				

87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任用職員	187,700円以内で市長が規則で定める額	215,200円以内で市長が規則で定める額	255,200円以内で市長が規則で定める額	274,600円以内で市長が規則で定める額	289,700円以内で市長が規則で定める額	315,100円以内で市長が規則で定める額	356,800円以内で市長が規則で定める額	389,900円以内で市長が規則で定める額	441,000円以内で市長が規則で定める額	
備考	この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。									



## 別表第2 (第4条関係)

## 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500	591,300
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600	594,900
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700	598,500
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800	602,100
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700	605,500
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100	608,400
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500	611,300
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900	614,200
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100	616,900
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600	618,900
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100	620,900
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600	622,900
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100	624,900
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200	626,300
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300	627,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200	629,500
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400	631,200
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400	632,700
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400	634,200
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400	635,700
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400	637,200
	22	327,100	398,300	450,300	515,700		
	23	330,500	400,200	452,600	517,600		
	24	333,800	401,800	454,900	519,500		
	25	337,300	403,800	456,900	521,200		
	26	339,800	406,100	459,200	523,000		
	27	342,400	408,300	461,400	524,800		
	28	344,700	410,600	463,700	526,600		
	29	347,100	412,900	465,800	528,200		
	30	348,900	415,000	468,100	530,000		
	31	350,700	417,000	470,400	531,800		
	32	352,700	419,100	472,600	533,600		
	33	354,900	421,000	474,600	535,200		
	34	357,200	422,800	476,700	537,000		
	35	359,300	424,600	478,800	538,700		
	36	361,600	426,600	480,900	540,500		
	37	363,700	428,500	483,000	542,100		
38	366,100	430,500	484,800	543,700			

39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	572,500
67		470,400	522,100	573,400
68		471,000	523,000	574,300
69		471,300	523,900	575,200
70		472,000	524,700	576,100
71		472,700	525,600	577,000
72		473,400	526,500	577,900
73		473,800	527,300	578,800
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	

	87		481,400	539,400			
	88		481,900	540,300			
	89		482,400	541,100			
	90		483,000	542,000			
	91		483,600	542,900			
	92		484,000	543,800			
	93		484,500	544,600			
	94		485,100	545,500			
	95		485,700	546,400			
	96		486,300	547,300			
	97		486,800	548,100			
再任用職員		296,200円以内で市長が規則で定める額	338,600円以内で市長が規則で定める額	393,000円以内で市長が規則で定める額	466,000円以内で市長が規則で定める額	565,900円以内で市長が規則で定める額	590,700円以内で市長が規則で定める額
備考	この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で市長が定めるものに適用する。						

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	

41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			

89			290,300	326,400	347,300			
90			290,500	326,800	347,600			
91			290,700	327,200	348,000			
92			290,900	327,600	348,300			
93			291,300	327,900	348,700			
94			291,500	328,100	349,000			
95			291,700	328,500	349,300			
96			292,000	328,800	349,600			
97			292,400	329,000	349,900			
98			292,700	329,300	350,300			
99			292,900	329,600	350,700			
100			293,200	329,900	351,100			
101			293,500	330,100	351,600			
102			293,700	330,400	352,000			
103			293,900	330,800	352,400			
104			294,200	331,000	352,800			
105			294,500	331,200	353,300			
106				331,400				
107				331,800				
108				332,000				
109				332,200				
110				332,600				
111				333,000				
112				333,400				
113				333,600				
再任用職員		188,700円 以内で市長 が規則で定 める額	215,300円 以内で市長 が規則で定 める額	243,500円 以内で市長 が規則で定 める額	256,900円 以内で市長 が規則で定 める額	282,100円 以内で市長 が規則で定 める額	322,800円 以内で市長 が規則で定 める額	365,000円 以内で市長 が規則で定 める額
備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。								

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600	

41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		



89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			

137	300,900	331,700						
138	301,200	332,100						
139	301,600	332,500						
140	301,900	332,900						
141	302,100	333,200						
142	302,500	333,600						
143	302,900	333,900						
144	303,200	334,300						
145	303,400	334,600						
146	303,600	335,000						
147	303,900	335,400						
148	304,300	335,800						
149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再任用職員	235,100円 以内で市長 が規則で定 める額	255,400円 以内で市長 が規則で定 める額	262,600円 以内で市長 が規則で定 める額	272,800円 以内で市長 が規則で定 める額	289,100円 以内で市長 が規則で定 める額	326,200円 以内で市長 が規則で定 める額	370,600円 以内で市長 が規則で定 める額	
備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。								

第2条 春日井市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第14条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項第1号及び第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第22条第2項中「第23条」を「第23条第2項第1号及び第2号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

第24条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第10条」を「第6条、第10条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短

時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

(60歳超職員の給料月額の特例)

- 17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第19項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 春日井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年春日井市条例第 号)による改正前の春日井市職員の定年等に関する条例(昭和59年春日井市条例第17号)第3条ただし書に掲げる職員に相当する職員
  - (3) 春日井市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
  - (4) 春日井市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- 19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第21項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項に

において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員等との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定める額を給料として支給する。

23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第5項(第23条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第22条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

24 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給

料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	187,700 円	215,200 円	255,200 円	274,600 円	289,700 円	315,100 円	356,800 円	389,900 円	441,000 円

別表第2医療職給料表(1)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	296,200 円	338,600 円	393,000 円	466,000 円	565,900 円	590,700 円

別表第2医療職給料表(2)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	188,700 円	215,300 円	243,500 円	256,900 円	282,100 円	322,800 円	365,000 円

別表第2医療職給料表(3)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	235,100 円	255,400 円	262,600 円	272,800 円	289,100 円	326,200 円	370,600 円

## 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定（春日井市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第23条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定（給与条例第23条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和4年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

第3条 令和4年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第4条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（勤務延長職員の特例）

第5条 改正後の附則第17項から第24項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（暫定再任用常時勤務職員の給料月額）

第6条 春日井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年春日井市条例第 号。附則第8条において「令和4年改正条例」という。）附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用常時勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第

5条第2項の規定により当該暫定再任用常時勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。ただし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間は、別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項中「255,200円」とあるのは「236,700円」と、「274,600円」とあるのは「241,200円」と、「289,700円」とあるのは「245,600円」と、「315,100円」とあるのは「250,100円」と、「356,800円」とあるのは「255,600円」と、「389,900円」とあるのは「272,000円」と、「441,000円」とあるのは「311,000円」とし、別表第2医療職給料表(1)の表定年前再任用短時間勤務職員の項中「296,200円」とあるのは「294,100円」と、「338,600円」とあるのは「336,700円」と、「393,000円」とあるのは「392,900円」とし、同表医療職給料表(2)の表定年前再任用短時間勤務職員の項中「243,500円」とあるのは「236,700円」と、「256,900円」とあるのは「254,800円」と、「282,100円」とあるのは「273,700円」と、「322,800円」とあるのは「305,800円」と、「365,000円」とあるのは「339,800円」とし、同表医療職給料表(3)の表定年前再任用短時間勤務職員の項中「235,100円」とあるのは「223,400円」と、「255,400円」とあるのは「238,800円」と、「326,200円」とあるのは「315,700円」と、「370,600円」とあるのは「347,300円」とする。

第7条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用常時勤務職員に対する前条の規定の適用については、同条中「額とする」とあるのは、「額に、春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年春日井市条例第6号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用常時勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（暫定再任用短時間勤務職員の給料月額）

第8条 令和4年改正条例附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の



欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間は、別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項中「255,200円」とあるのは「236,700円」と、「274,600円」とあるのは「241,200円」と、「289,700円」とあるのは「245,600円」と、「315,100円」とあるのは「250,100円」と、「356,800円」とあるのは「255,600円」と、「389,900円」とあるのは「272,000円」と、「441,000円」とあるのは「311,000円」とし、別表第2医療職給料表(1)の表定年前再任用短時間勤務職員の項中「296,200円」とあるのは「294,100円」と、「338,600円」とあるのは「336,700円」と、「393,000円」とあるのは「392,900円」とし、同表医療職給料表(2)の表定年前再任用短時間勤務職員の項中「243,500円」とあるのは「236,700円」と、「256,900円」とあるのは「254,800円」と、「282,100円」とあるのは「273,700円」と、「322,800円」とあるのは「305,800円」と、「365,000円」とあるのは「339,800円」とし、同表医療職給料表(3)の表定年前再任用短時間勤務職員の項中「235,100円」とあるのは「223,400円」と、「255,400円」とあるのは「238,800円」と、「326,200円」とあるのは「315,700円」と、「370,600円」とあるのは「347,300円」とした額）に、春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年春日井市条例第6号）第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第9条 暫定再任用職員（暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例（次条において「新給与条例」という。）第22条第3項及び第24条の規定を適用する。

第10条 暫定再任用短時間勤務職員に係る時間外勤務手当は、当該職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第2項及び第3項の規定を適用する。

第11条 第23条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当

の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び春日井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年春日井市条例第 号）附則第4条及び第5条の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

（委任）

第12条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

## 説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定する等のため必要があるからである。

第 92 号議案

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日井市特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年春日井市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日井市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の春日井市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

### 説 明

この案を提出するのは、市長等の期末手当の支給割合を改定するため必要があるからである。

第 93 号議案

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例について

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例

第1条 春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年春日井市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

説 明

この案を提出するのは、議員の期末手当の支給割合を改定するため必要があるからである。

第 94 号議案

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 29 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年春日井市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000円」を「376,000円」に改める。

第9条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の2を削る。

第8条中「給与条例」を「春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号。以下「給与条例」という。）」に改める。

第9条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改め、同条第4項中「並びに第26条第1項」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定（任期付職員条例第7条第1項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合において



は、同条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

#### 説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に準じ、一般職の任期付職員の給与を改定する等のため必要があるからである。

第 95 号議案

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例について

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

第1条 春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年春日井市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第14条に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第25条中「、給与条例第22条第4項」を「、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

## 別表第1 (第3条関係)

## 行政職給料表

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円
1	150,100	32	196,900	63	230,700
2	151,200	33	198,500	64	231,300
3	152,400	34	199,900	65	231,900
4	153,500	35	201,400	66	232,500
5	154,600	36	202,900	67	233,100
6	155,700	37	204,200	68	233,800
7	156,800	38	205,500	69	234,500
8	157,900	39	206,700	70	235,100
9	158,900	40	208,000	71	235,600
10	160,300	41	209,300	72	236,300
11	161,600	42	210,600	73	237,000
12	162,900	43	211,900	74	237,600
13	164,100	44	213,200	75	238,200
14	165,600	45	214,300	76	238,700
15	167,100	46	215,600	77	239,300
16	168,700	47	216,900	78	240,000
17	169,800	48	218,200	79	240,700
18	171,200	49	219,200	80	241,200
19	172,600	50	220,300	81	241,700
20	174,000	51	221,300	82	242,300
21	175,300	52	222,300	83	242,900
22	177,800	53	223,300	84	243,400
23	180,300	54	224,200	85	243,900
24	182,800	55	225,100	86	244,500
25	185,200	56	226,000	87	245,100
26	186,900	57	226,300	88	245,600
27	188,500	58	227,100	89	246,100
28	190,200	59	227,800	90	246,600
29	191,700	60	228,500	91	246,900
30	193,400	61	229,200	92	247,300
31	195,200	62	230,000	93	247,600
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。ただし、第30条及び第31条に規定する会計年度任用職員を除く。					

別表第2（第3条関係）

医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	155,100	191,500	31	202,000	236,400
2	156,500	193,100	32	203,300	237,700
3	157,900	194,700	33	204,700	238,700
4	159,300	196,300	34	206,100	240,000
5	160,500	197,800	35	207,400	240,900
6	162,300	199,300	36	208,800	242,100
7	164,000	200,900	37	209,900	243,400
8	165,600	202,400	38	211,200	244,500
9	167,200	204,000	39	212,500	245,600
10	168,900	205,700	40	213,800	246,700
11	170,500	207,300	41	214,900	247,800
12	172,300	209,000	42	216,100	248,700
13	173,700	210,400	43	217,300	249,600
14	175,500	212,000	44	218,500	250,400
15	177,400	213,600	45	219,600	251,500
16	179,200	215,200	46	220,700	252,800
17	181,100	216,600	47	221,700	254,100
18	182,600	218,200	48	222,700	255,300
19	184,400	219,900	49	223,600	256,800
20	186,200	221,600	50	224,500	258,200
21	187,700	222,900	51	225,400	259,400
22	189,200	224,400	52	226,300	260,600
23	190,700	225,800	53	226,600	261,600
24	192,200	227,300	54	227,400	262,900
25	193,800	228,500	55	228,000	264,200
26	195,100	229,900	56	228,800	265,300
27	196,600	231,200	57	229,500	266,100
28	198,000	232,400	58	230,200	267,300
29	199,500	233,600	59	230,800	268,500
30	200,700	234,900	60	231,400	269,600
備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、管理栄養士その他の会計年度任用職員で市長が定めるものに適用する。					

医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	169,900	197,000	22	205,400	231,400
2	171,300	198,900	23	207,500	233,100
3	172,800	200,900	24	209,600	234,700
4	174,200	202,800	25	211,200	236,000
5	175,600	204,900	26	212,500	237,700
6	177,100	206,900	27	213,700	239,400
7	178,600	209,100	28	215,000	241,100
8	180,100	211,200	29	216,200	242,700
9	181,300	213,200	30	217,300	244,100
10	183,000	214,600	31	218,600	245,400
11	184,600	216,000	32	219,700	246,500
12	186,100	217,200	33	221,000	247,500
13	187,500	218,600	34	222,300	248,600
14	189,500	220,000	35	223,600	249,500
15	191,500	221,500	36	224,900	250,500
16	193,500	222,700	37	226,000	251,200
17	195,500	224,100	38	227,400	252,200
18	197,500	225,600	39	228,700	253,100
19	199,500	227,100	40	230,100	254,100
20	201,500	228,600	41	231,000	254,500
21	203,500	229,700	42	232,400	255,400

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の会計年度任用職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条及び第25条中「100分の130」を「100分の125」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）第14条及び第25条の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定（条例第14条及び第25条の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

#### 説 明

この案を提出するのは、一般職の常勤職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給与を改定するため必要があるからである。

第 96 号議案

春日井市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について

春日井市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹



## 春日井市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(春日井市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 春日井市職員退職手当支給条例（昭和29年春日井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日の日数は算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第4条第1項第1号及び第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の4第1項第1号中「10年」を「15年」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づき市長が定める規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みな

し日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定より算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に参入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「以下この条において同じ」を「以下この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第8項中「「条例第39号」」を「「昭和48年改正条例」」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第16項から第25項まで」を加える。

附則第9項中「条例第39号」を「昭和48年改正条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第20項」を加える。

附則第10項中「条例第39号」を「昭和48年改正条例」に改め、「第5条」の次に「又は附則第18項」を加える。

附則第11項中「附則第2条第1項」を「附則第2条」に、「附則第25条」を「附則第13条」に改める。

附則第15項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の10項を加える。

- 16 当分の間、第3条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額については適用しない。
- 17 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第17項」と読み替えるものとする。
- 18 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第18項」と読み替えるものとする。
- 19 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
  - (1) 春日井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年春日井市条例第 号）による改正前の春日井市職員の定年等に関する条例（昭和59年春日井市条例第17号）第3条ただし書に掲げる職員に相当する職員
  - (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員
- 20 春日井市職員の給与に関する条例附則第17項の規定による職員の給料月額の変額は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 21 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第

7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第19項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年」とあるのは「その者に係る定年（附則第19項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）」とする。

- 22 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているそのものに係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「別に市長が定める期間」とあるのは「零月」とする。

附則第19項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第19項第1号に掲げる職員	65歳
附則第19項第2号に掲げる職員	規則で定める年齢

- 23 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の4の規定の適用については、第5条の3及び第8条の4第1項第1号中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の4第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢とする。
- 24 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第22項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3

の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第22項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第22項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(春日井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 春日井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和38年春日井市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新条例第2条第2項」を「春日井市職員退職手当支給条例第2条第2項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第7項中「新条例」を「春日井市職員退職手当支給条例」に改める。

(春日井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 春日井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年春日井市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「に新条例」を「に春日井市職員退職手当支給条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第17項若しくは第18項」を加え、「、新条例」

を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第17項から第25項まで」を加える。

附則第6項中「に新条例」を「に春日井市職員退職手当支給条例」に、「又は新条例」を「又は同条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第20項」を加える。

附則第7項中「新条例第5条」を「春日井市職員退職手当支給条例第5条又は附則第18項」に改める。

附則第8項中「新条例」を「春日井市職員退職手当支給条例」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第2項、第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第11項及び第15項の改正規定並びに附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条中第10条第4項の改正規定及び附則第3条の規定は令和4年7月1日から、第1条中第2条第2項並びに第10条第2項及び第11項の改正規定は令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の春日井市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。）」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を

同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)とする。

第3条 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

第4条 新条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

## 説 明

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い、60歳に達した職員の退職手当について規定を整備する等のため必要があるからである。

第 97 号議案

春日井市朝宮公園条例の一部を改正する条例について

春日井市朝宮公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 29 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹



## 春日井市朝宮公園条例の一部を改正する条例

春日井市朝宮公園条例（平成28年春日井市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表「1 施設使用料」の表テニスコートの項中「300円」を「350円」に改め、同表備考第1項中「除く。）」の次に「、テニスコート」を加える。

別表「2 附属設備使用料」の表中

多目的 広場	全面	30分につき	100円
	2分の1	30分につき	50円

を

テニス コート	1面	30分につき	150円
多目的 広場	全面	30分につき	100円
	2分の1	30分につき	50円

に

改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の春日井市朝宮公園条例の規定中テニスコートに係る利用の許可、使用料の納付その他テニスコートを利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### 説 明

この案を提出するのは、朝宮公園のテニスコートに係る使用料を改定する等のため必要があるからである。

第 98 号議案

春日井市学校給食調理場条例の一部を改正する条例について

春日井市学校給食調理場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市学校給食調理場条例の一部を改正する条例

春日井市学校給食調理場条例（昭和43年春日井市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

白山調理場	春日井市白山町4丁目3番地6
東部調理場	春日井市庄名町348番地1

を

東部第1調理場	春日井市庄名町348番地1
東部第2調理場	

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、新たに庄名町地内に東部第2調理場を設置する等のため必要があるからである。

第 99 号議案

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年春日井市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「8年」を「11年」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 説 明

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の一の支援の単位を構成する児童数の基準に係る緩和措置を延長するため必要があるからである。

第 100 号議案

春日井市子どもの家条例及び春日井市子育て子育ち総合支援館条例の一部を改正する条例について

春日井市子どもの家条例及び春日井市子育て子育ち総合支援館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市子どもの家条例及び春日井市子育て子育て総合支援館条例の一部を改正する条例

(春日井市子どもの家条例の一部改正)

第1条 春日井市子どもの家条例（平成17年春日井市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書中「ただし」の次に「、月曜日から土曜日までの区分にあつては」を加え、同条第2項中「とき」の次に「(月曜日から土曜日までの区分に限る。)」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

	区分	金額
月曜日から土曜日 まで	放課後（土曜日等にあつては、 午前8時）から午後5時まで	月額 4,000円
	放課後（土曜日等にあつては、 午前8時）から午後6時まで	月額 5,000円
	放課後（土曜日等にあつては、 午前8時）から午後7時まで	月額 6,000円
土曜日のみ	午前8時から午後5時まで	月額 600円
	午前8時から午後6時まで	月額 800円
	午前8時から午後7時まで	月額 1,000円

備考

- 1 この表において「放課後」とは、小学校の授業の終了時刻をいう。
- 2 この表において「土曜日等」とは、土曜日並びに小学校の学年始、夏季、冬季及び学年末の休業日（授業日と相互に振り替えられたことにより休業日となった日を含む。）をいう。

(春日井市子育て子育て総合支援館条例の一部改正)

第2条 春日井市子育て子育て総合支援館条例 (平成14年春日井市条例第39号)

の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「ただし」の次に「、月曜日から土曜日までの区分にあつては」を加え、同条第2項中「とき」の次に「(月曜日から土曜日までの区分に限る。)」を加える。

別表中

事業	区分	金額
放課後児童健全育成事業	放課後(土曜日等にあつては、午前8時)から午後5時まで	月額 4,000円
	放課後(土曜日等にあつては、午前8時)から午後6時まで	月額 5,000円
	放課後(土曜日等にあつては、午前8時)から午後7時まで	月額 6,000円

を

事業	区分		金額
放課後児童健全育成事業	月曜日から土曜日まで	放課後(土曜日等にあつては、午前8時)から午後5時まで	月額 4,000円
		放課後(土曜日等にあつては、午前8時)から午後6時まで	月額 5,000円
		放課後(土曜日等にあつては、午前8時)から午後7時まで	月額 6,000円
	土曜日のみ	午前8時から午後5時	月額 600円

に



		まで	
		午前 8 時から午後 6 時	月額 800円
		まで	
		午前 8 時から午後 7 時	月額 1,000円
		まで	

改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の春日井市子どもの家条例及び第 2 条の規定による改正後の春日井市子育て子育て総合支援館条例の規定中子どもの家及び子育て子育て総合支援館に係る利用の許可、使用料の納付その他子どもの家及び子育て子育て総合支援館を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 説 明

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の土曜日のみの利用に係る使用料を定める等のため必要があるからである。

第 101 号議案

春日井市立保育園条例の一部を改正する条例について

春日井市立保育園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市立保育園条例の一部を改正する条例

春日井市立保育園条例（昭和57年春日井市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表春日井市立藤山台保育園の項中「春日井市藤山台3丁目1番地6」を「春日井市藤山台3丁目3番地」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 説 明

この案を提出するのは、藤山台保育園を移転するため必要があるからである。

第 102 号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

春日井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 29 日 提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市手数料条例の一部を改正する条例

春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準に適合すると登録住宅性能評価機其他の市長が定める機関（以下「適合性確認機関」という。）が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるもの	一戸建ての住宅 共同住宅等	建築物全体又は複合建築物（住戸及び住宅の用途に供する共用の部分（以下この表において「住宅部分」とい。）並びに住宅部分以外の部分（以下この表において「非住宅部分」とい。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅	1棟の戸数が1のもの	1件	5,200円	1 共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1) 住宅の用途に供する共用の部分（以下「共用部分」という。）の計算がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額 <table border="1" data-bbox="890 1032 1396 1599"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル以内の場合</td> <td>10,300円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</td> <td>17,900円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合</td> <td>29,100円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合</td> <td>87,300円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合</td> <td>138,100円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合</td> <td>174,400円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートルを超える場合</td> <td>218,000円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号の表に掲げる場合の区分に応じ、前号の表に定める額 2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う場合にあっては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第2項（同法第	区分	金額	300平方メートル以内の場合	10,300円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	17,900円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	29,100円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	87,300円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	138,100円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	174,400円	25,000平方メートルを超える場合	218,000円
			区分	金額																			
			300平方メートル以内の場合	10,300円																			
			300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	17,900円																			
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	29,100円																			
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	87,300円																			
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	138,100円																			
			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	174,400円																			
			25,000平方メートルを超える場合	218,000円																			
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの		10,300円																		
1棟の総戸数が6以上10以下のもの		17,500円																					
1棟の総戸数が11以上25以下のもの		29,100円																					
1棟の総戸数が26以上50以下のもの		48,800円																					
1棟の総戸数が51以上100以下のもの		87,300円																					
1棟の総戸数が101以上200以下のもの		138,100円																					
1棟の総戸数が201以上300以下のもの		174,400円																					
1棟の総戸数が301以上のもの		186,100円																					

が添付されている場合(以下「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。)	部分に係るもの			87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。
	複合建築物非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,300円	
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,900円	
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100円	
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,300円	
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	138,100円	
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,400円	
		非住宅部分の床面積の合計が	218,000円	

			25,000平方メートルを超えるもの													
上記以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	10,300円								
								17,900円								
								29,100円								
								87,300円								
								138,100円								
								174,400円								
								218,000円								
								1	37,100円							
上記以外のもの	共同住宅等	1棟の戸数が1のもの	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1	37,100円	1 共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1) 共用部分の計算がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額						
								74,900円								
								105,400円								
								148,300円								
								213,000円								
								305,200円								

		1 棟の総戸数が101以上200以下のもの	413,500円	合	(2) 非住宅部分(非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの)がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額																		
		1 棟の総戸数が201以上300以下のもの	542,100円																				
		1 棟の総戸数が301以上のもの	636,500円																				
複 合 建 築 物 の 非 住 宅 部 分 に 係 る も の ( 平 成 28 年 経 済 産 業 省 ・ 国 土 交 通 省 令 第 1 号 以 下 「 建 築 物 省 エ ネ 法 基 準 省 令 」 と い う 。) 第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	95,000円	合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル以内の場合</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</td> <td>121,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合</td> <td>159,300円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合</td> <td>257,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合</td> <td>336,800円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合</td> <td>404,700円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートルを超える場合</td> <td>474,800円</td> </tr> <tr> <td>合</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	300平方メートル以内の場合	95,000円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	121,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	159,300円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	257,900円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	336,800円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	404,700円	25,000平方メートルを超える場合	474,800円	合	
	区分	金額																					
	300平方メートル以内の場合	95,000円																					
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	121,000円																					
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	159,300円																					
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	257,900円																					
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	336,800円																					
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	404,700円																					
	25,000平方メートルを超える場合	474,800円																					
	合																						
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	121,000円																				
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	159,300円																				
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	257,900円																				
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	336,800円																				
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	404,700円																				
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以内のもの	474,800円																				
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	542,100円																				
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	636,500円																				
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	706,300円																				
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	834,900円																				
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	952,400円																				
		非住宅部分(その他のもの)がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額区分		2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う場合にあっては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は同法第18条第2項(同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又																			
		300平方メートル以内の場合	248,400円																				
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	311,200円																				
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	401,800円																				
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	573,400円																				
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	706,300円																				
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	834,900円																				
		25,000平方メートルを超える場合	952,400円																				
		合																					
		合																					



					は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。
		基準に 係るも のであ るもの	メートルを 超え25,000 平方メート ル以内のも の		
		もの	非住宅部分 の床面積の 合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの	474,800円	
		その 他の もの	非住宅部分 の床面積の 合計が300平 方メートル 以内のもの	248,400円	
			非住宅部分 の床面積の 合計が300平 方メートル を超え1,000 平方メート ル以内のも の	311,200円	
			非住宅部分 の床面積の 合計が1,000 平方メート ルを超え 2,000平方メ ートル以内 のもの	401,800円	
			非住宅部分 の床面積の 合計が2,000 平方メート ルを超え 5,000平方メ ートル以内 のもの	573,400円	
			非住宅部分 の床面積の 合計が5,000 平方メート ルを超え 10,000平方 メートル以 内のもの	706,300円	
			非住宅部分 の床面積の 合計が 10,000平方	834,900円	

		メートルを 超え25,000 平方メート ル以内のも の	
		非住宅部分 の床面積の 合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの	952,400円
上記 以外 の建 築物	建築物 全体が 建築物 省エネ 法基準 省令第 10条第 1号イ (2)及び ロ(2)に 定める 基準に 係るも のである もの	建築物の延 べ面積が300 平方メート ル以内のも の	95,000円
		建築物の延 べ面積が300 平方メート ルを超え 1,000平方メ ートル以内 のもの	121,000円
		建築物の延 べ面積が 1,000平方メ ートルを超 え2,000平方 メートル以 内のもの	159,300円
		建築物の延 べ面積が 2,000平方メ ートルを超 え5,000平方 メートル以 内のもの	257,900円
		建築物の延 べ面積が 5,000平方メ ートルを超 え10,000平 方メートル 以内のもの	336,800円
		建築物の延 べ面積が 10,000平方 メートルを 超え25,000 平方メート ル以内のも の	404,700円

		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	474,800円
	その他 のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	248,400円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	311,200円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	401,800円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	573,400円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	706,300円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	834,900円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	952,400円

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査	低炭素建築物基準適合性が認められた場合等	一戸建ての住宅	1	3,200円	1 共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1) 共用部分の計算がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額 <table border="1" data-bbox="901 627 1396 1187"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル以内の場合</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</td> <td>10,700円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合</td> <td>17,500円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合</td> <td>52,400円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合</td> <td>82,900円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合</td> <td>104,700円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートルを超える場合</td> <td>130,800円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号の表に掲げる場合の区分に応じ、前号の表に定める額 2 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項の規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行うものにあつては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第2項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用するものを含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。	区分	金額	300平方メートル以内の場合	6,200円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	10,700円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	17,500円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	52,400円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	82,900円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	104,700円	25,000平方メートルを超える場合	130,800円
		区分	金額																		
		300平方メートル以内の場合	6,200円																		
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	10,700円																		
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	17,500円																		
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	52,400円																		
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	82,900円																		
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	104,700円																		
		25,000平方メートルを超える場合	130,800円																		
		共同住宅	住戸の申請に係る戸数が1のもの	1		3,200円															
			申請に係る戸数が2以上5以下のもの			6,200円															
			申請に係る戸数が6以上10以下のもの			10,500円															
			申請に係る戸数が11以上25以下のもの			17,500円															
			申請に係る戸数が26以上50以下のもの			29,300円															
			申請に係る戸数が51以上100以下のもの			52,400円															
	申請に係る戸数が101以上200以下のもの		82,900円																		
	申請に係る戸数が201以上300以下のもの		104,700円																		
	申請に係る戸数が301以上のもの		111,700円																		
	建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	3,200円																		
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	6,200円																		
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	10,500円																		
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	17,500円																		
		1棟の総戸数	29,300円																		

	数が26以上 50以下のもの	
	1棟の総戸 数が51以上 100以下のも の	52,400円
	1棟の総戸 数が101以上 200以下のも の	82,900円
	1棟の総戸 数が201以上 300以下のも の	104,700円
	1棟の総戸 数が301以上 のもの	111,700円
複合建 築物の 非住宅 部分に 係るも の	非住宅部分 の床面積の 合計が300平 方メートル以 内のもの	6,200円
	非住宅部分 の床面積の 合計が300平 方メートルを 超え1,000平 方メートル以 内のもの	10,700円
	非住宅部分 の床面積の 合計が1,000 平方メートル を超え2,000 平方メートル 以内のもの	17,500円
	非住宅部分 の床面積の 合計が2,000 平方メートル を超え5,000 平方メートル 以内のもの	52,400円
	非住宅部分 の床面積の 合計が5,000 平方メートル を超え 10,000平方 メートル以内 のもの	82,900円
	非住宅部分	104,700円

		の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの									
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		130,800円							
	上記以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		6,200円							
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		10,700円							
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		17,500円							
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		52,400円							
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		82,900円							
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		104,700円							
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの		130,800円							
上記以外のもの	一戸建ての住宅		1	19,200円	<p>1 共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1) 共用部分の計算がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル以内の場合</td> <td>60,300円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</td> <td>76,600円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	300平方メートル以内の場合	60,300円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	76,600円
区分	金額										
300平方メートル以内の場合	60,300円										
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	76,600円										
	共同住宅等	住戸の申請に係る戸数が1のもの	1	19,200円							
		申請に係る戸数が2以上5以下のもの		38,500円							
		申請に係る戸数が6以上10以下のもの		54,500円							
		申請に係る		77,100円							

	戸数が11以上25以下のもの		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	100,700円
	申請に係る戸数が26以上50以下のもの	111,400円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	161,000円
	申請に係る戸数が51以上100以下のもの	161,300円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	209,300円
	申請に係る戸数が101以上200以下のもの	220,600円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	251,100円
	申請に係る戸数が201以上300以下のもの	288,500円	25,000平方メートルを超える場合	293,900円
	申請に係る戸数が301以上のもの	336,900円	(2) 非住宅部分（非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額	
建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	19,200円	300平方メートル以内の場合	48,600円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	38,500円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	62,300円
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	54,500円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	82,600円
	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	77,100円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	137,700円
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	111,400円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	182,300円
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	161,300円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	219,900円
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	220,600円	25,000平方メートルを超える場合	259,300円
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	288,500円	(3) 非住宅部分（その他のもの）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額	
	1棟の総戸数が301以上のもの	336,900円	300平方メートル以内の場合	125,200円
	複 非	非住宅部分	48,600円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	203,800円
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	295,500円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	367,100円
			10,000平方メートルを超え	435,000円

合 建 築 物 の 非 住 宅 部 分 に 係 る も の	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの		25,000平方メートル以内の場合	
	住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	62,300円	25,000平方メートルを超える場合	498,200円
	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	82,600円	2 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行うものにあつては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第2項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用するものを含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。	
	非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	137,700円		
	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの	182,300円		
	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの	219,900円		
	非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のもの	259,300円		
	非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	125,200円		
その他のもの				



		の	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	157,400円
			非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	203,800円
			非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	295,500円
			非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	367,100円
			非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	435,000円
			非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	498,200円
上記以外 の建築物	建築物 全体が 建築物 省エネ 法基準 省令第 10条第 1号イ (2)及び	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル	48,600円
				62,300円

ロ(2)に定める基準に係るものであるもの	以内のもの 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの	82,600円
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	137,700円
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	182,300円
	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	219,900円
	建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	511,500円
その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	125,200円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	157,400円
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	203,800円
	建築物の延	295,500円

			べ面積が 2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以内の もの		
			建築物の延 べ面積が 5,000平方メ ートルを超え 10,000平方 メートル以内 のもの	367,100円	
			建築物の延 べ面積が 10,000平方 メートルを超 え25,000平 方メートル以 内のもの	435,000円	
			建築物の延 べ面積が 25,000平方 メートルを超 えるもの	498,200円	

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築物省エネ法第34条第1項の規定に  
基づく認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

建 築 物 省 エ 法 ネ 法 第 34 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ け 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	建 築 物 省 エ 法 ネ 法 第 35 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ け 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	省 エ 法 ネ 法 第 35 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ け 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	共 同 建 築 物 全 体 又 は 複 合 建 築 物 の 住 宅 部 分 に 係 る も の	一戸建ての住宅	1	5,200円	1 共同住宅等の建築物全体又は複合建築物 の住宅部分に係る申請について、次に掲げる 場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1) 共用部分の計算がある場合 当該共用 部分の床面積の合計についての次の表に 掲げる場合の区分に応じ、次の表に定め る額
				1棟の戸数が 1のもの	1	5,200円	
				1棟の総戸数 が2以上5以 下のもの	1	10,300円	
				1棟の総戸数 が6以上10以 下のもの	1	17,500円	
				1棟の総戸数 が11以上25 以下のもの	1	29,100円	
				1棟の総戸数 が26以上50 以下のもの	1	48,800円	
				1棟の総戸数 が51以上100 以下のもの	1	87,300円	
				1棟の総戸数 が101以上 200以下のもの	1	138,100円	

区分	金額
300平方メートル以内の場合	10,300円
300平方メートルを超え1,000 平方メートル以内の場合	17,900円
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内の場合	29,100円
2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の場合	87,300円
5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の場 合	138,100円
10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内の場 合	174,400円

めるものが添付されている場合（以下「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）	複合建築物の非住宅部分に係るもの	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	174,400円	25,000平方メートルを超える場合	218,000円
		1棟の総戸数が301以上のもの	186,100円		
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,300円	2 建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う場合にあっては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第2項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。	
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,900円		
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100円		
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,300円		
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	138,100円		
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,400円		
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	218,000円		

	上記以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	10,300円			
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,900円			
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100円			
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,300円			
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	138,100円			
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,400円			
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	218,000円			
		上記以外の場合	一戸建ての住宅		1	37,100円
共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの		1の建築物	1棟の戸数が1のもの	37,100円	
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの			74,900円		
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの			105,400円		
	1棟の総戸数が11以上25以下のもの			148,300円		
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの			213,000円		
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの			305,200円		
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの			413,500円		
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの			542,100円		

区分	金額
300平方メートル以内の場合	118,500円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	149,700円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	195,500円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	304,500円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	390,900円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	467,200円
25,000平方メートルを超える場合	544,200円

(2) 非住宅部分（非住宅部分の全部が建築

	1棟の総戸数が301以上のもの	636,500円
複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	95,000円
	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	121,000円
	非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	159,300円
	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	257,900円
	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	336,800円
	非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	404,700円
	非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	474,800円

物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものがある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額

区分	金額
300平方メートル以内の場合	95,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	121,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	159,300円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	257,900円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	336,800円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	404,700円
25,000平方メートルを超える場合	474,800円

(3) 非住宅部分(その他のもの)がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額

区分	金額
300平方メートル以内の場合	248,400円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	311,200円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	401,800円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	573,400円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	706,300円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	834,900円
25,000平方メートルを超える場合	952,400円

2 建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う場合にあつては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は同法第18条第2項(同法第87条第1項にお

		その他のも	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	248,400円	いてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。
		その他のも	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	311,200円	
		その他のも	非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	401,800円	
		その他のも	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	573,400円	
		その他のも	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	706,300円	
		その他のも	非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	834,900円	
		その他のも	非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	952,400円	
上記以外	建築物	建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	95,000円	
	建築物	省エネ基	建築物の延べ面積が300平方メートルを	121,000円	

省令第10条第1号(2)及び(2)に定める基準のものであるもの	超え1,000平方メートル以内のもの	
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	159,300円
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	257,900円
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	336,800円
	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	404,700円
	建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	474,800円
その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	248,400円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	311,200円
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	401,800円
	建築物の延べ面積が2,000平方メートル	573,400円



			を超え5,000平方メートル以内のもの	
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	706,300円
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	834,900円
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	952,400円

別表「4 建築基準法等関係手数料」の表建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく変更認定の申請に対する審査	計画適合性確認機関が認めた場合等	一戸建ての住宅 共同住宅等に 住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1	3,200円	1 共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1) 共用部分の計算がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額
			申請に係る戸数が2以上5以下のもの		3,200円	
			申請に係る戸数が6以上10以下のもの		6,200円	
			申請に係る戸数が11以上25以下のもの		10,500円	
			申請に係る戸数が26以上50以下のもの		17,500円	
			申請に係る戸数が51以上100以下のもの		29,300円	
			申請に係る戸数が101以上200以下のもの		52,400円	
			申請に係る戸数が201以上300以下のもの		82,900円	
					104,700円	

区分	金額
300平方メートル以内の場合	6,200円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	10,700円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	17,500円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	52,400円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	82,900円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	104,700円
25,000平方メートルを超える場合	130,800円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部

	の申請に係る戸数が301以上のもの	111,700円
建築物全体及び住戸又は複合建築物住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	3,200円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	6,200円
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	10,500円
	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	17,500円
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	29,300円
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	52,400円
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	82,900円
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	104,700円
	1棟の総戸数が301以上のもの	111,700円
	複合建築物非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		10,700円
非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		17,500円
非住宅部分		52,400円

分の床面積の合計についての前号の表に掲げる場合の区分に応じ、前号の表に定める額

2 建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う場合にあつては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第2項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。

		の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,900円	
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,700円	
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,800円	
上記以外	建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,200円	
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,700円	
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,500円	
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,400円	
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,900円	
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,700円	
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	130,800円	
上記以外	一戸建ての住宅		19,200円	1 共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び

外の場合	共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	19,200円	住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1) 共用部分の計算がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額																																
			申請に係る戸数が2以上5以下のもの	38,500円																																	
			申請に係る戸数が6以上10以下のもの	54,500円																																	
			申請に係る戸数が11以上25以下のもの	77,100円																																	
			申請に係る戸数が26以上50以下のもの	111,400円																																	
			申請に係る戸数が51以上100以下のもの	161,300円																																	
			申請に係る戸数が101以上200以下のもの	220,600円																																	
			申請に係る戸数が201以上300以下のもの	288,500円																																	
			申請に係る戸数が301以上のもの	336,900円																																	
			申請に係る戸数が1のもの	19,200円																																	
	建築物全体、建築物全体及び住戸は複合建築物住宅部分に係るもの	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	38,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル以内の場合</td> <td>60,300円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</td> <td>76,600円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合</td> <td>100,700円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合</td> <td>161,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合</td> <td>209,300円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合</td> <td>251,100円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートルを超える場合</td> <td>293,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非住宅部分（非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル以内の場合</td> <td>48,600円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</td> <td>62,300円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合</td> <td>82,600円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合</td> <td>137,700円</td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合</td> <td>182,300円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合</td> <td>219,900円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートルを超える場合</td> <td>259,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 非住宅部分（その他のもの）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次の表に掲げる場合の区分に応じ、次の表に定める額</p>		区分	金額	300平方メートル以内の場合	60,300円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	76,600円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	100,700円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	161,000円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	209,300円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	251,100円	25,000平方メートルを超える場合	293,900円	区分	金額	300平方メートル以内の場合	48,600円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	62,300円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	82,600円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	137,700円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	182,300円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	219,900円	25,000平方メートルを超える場合	259,300円
		区分	金額																																		
		300平方メートル以内の場合	60,300円																																		
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	76,600円																																		
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	100,700円																																		
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	161,000円																																		
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	209,300円																																		
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	251,100円																																		
25,000平方メートルを超える場合	293,900円																																				
区分	金額																																				
300平方メートル以内の場合	48,600円																																				
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	62,300円																																				
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	82,600円																																				
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	137,700円																																				
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	182,300円																																				
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	219,900円																																				
25,000平方メートルを超える場合	259,300円																																				
1棟の総戸数が6以上10以下のもの	54,500円																																				
1棟の総戸数が11以上25以下のもの	77,100円																																				
1棟の総戸数が26以上50以下のもの	111,400円																																				
1棟の総戸数が51以上100以下のもの	161,300円																																				
1棟の総戸数が101以上200以下のもの	220,600円																																				
1棟の総戸数	288,500円																																				

			区分	金額
複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	が201以上300以下のもの	300平方メートル以内の場合	125,200円
		1棟の総戸数が301以上のもの	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	157,400円
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	203,800円
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	295,500円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	367,100円
			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	435,000円
			25,000平方メートルを超える場合	498,200円
	非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2 建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づき建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を行う場合にあっては、当該審査の対象となる建築物の規模に応じ、この表の「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第2項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は計画の通知に対する審査」の項に規定する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の金額を加算する。		
	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの			
	非住宅部分(2)の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの			
	非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの			
	非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの			

		もの		
		その他のも	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	125,200円
		もの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	157,400円
			非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	203,800円
			非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	295,500円
			非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	367,100円
			非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	435,000円
			非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	498,200円
上記以外	建築物	建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	48,600円
		省	建築物の延べ	62,300円

エネ法 基準令 10第 号1イ (2)及 びロ (2)に め基 定る 準係 もで るの	面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,600円
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	137,700円
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	182,300円
	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	219,900円
	建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	259,300円
	その他の建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	125,200円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	157,400円
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	203,800円
	建築物の延べ	295,500円

			面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	367,100円
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	435,000円
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	498,200円

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請による事務に係る手数料について適用し、同日前の申請による事務に係る手数料については、なお従前の例による。

## 説 明

この案を提出するのは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正等に伴い、新たに手数料を定める等のため必要があるからである。



第 103 号議案

春日井市潮見坂平和公園条例の一部を改正する条例について

春日井市潮見坂平和公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 29 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

## 春日井市潮見坂平和公園条例の一部を改正する条例

春日井市潮見坂平和公園条例（昭和40年春日井市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを次のように改める。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 墓所 墳墓を設けるために区画した場所をいう。
- (2) 合葬式墓地 多数の焼骨を共同で埋蔵又は改葬する墳墓として市が設置する施設をいう。

第4条及び第5条 削除

第7条中「墓所を」を「墓所又は合葬式墓地（以下「墓所等」という。）を」に、「墓所の」を「墓所等の」に改める。

第8条から第10条までの規定中「墓所」を「墓所等」に改める。

第12条第2項中「墓所」を「墓所等」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 合葬式墓地の使用料は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額の範囲内において規則で定める額とする。

- (1) 共同埋蔵施設 40,000円
- (2) 個別埋蔵施設 120,000円

第12条の2中「墓所」を「墓所等」に、「前条第1項」を「前条第1項及び第2項」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

第14条第2項中「清掃料」を「墓所の清掃料」に改め、同条に次の1項を加える。

3 合葬式墓地の清掃料は、22,000円以内において規則で定める額とする。

第16条中「墓所」を「墓所等」に改める。

第17条中「使用者」を「墓所の使用者」に改める。

第19条第1項第1号中「墓所」を「墓所等」に改め、同項第2号中「墓所」を「墓所等」に、「又は」を「、又は」に改め、同項第5号中「使用の許可」を「墓所の使用の許可」に、「使用設備をしない」を「設備を設けない」に改め、同条第2項中「使用の許可」を「墓所の使用の許可」に改める。

第20条の2中「使用者」を「墓所の使用者」に改める。

第22条第1項中「使用者」を「墓所の使用者」に、「および」を「及び」に改める。

第26条中「墓所」を「墓所等」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 説 明

この案を提出するのは、潮見坂平和公園に合葬式墓地を設置するため必要があるからである。

第 104 号議案

春日井市子どもの家の指定管理者の指定について

春日井市子どもの家について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称    | 春日井市小野子どもの家<br>春日井市松原子どもの家<br>春日井市松山子どもの家<br>春日井市北城子どもの家<br>春日井市高座子どもの家<br>春日井市上条子どもの家 |
| 2 指定管理者となる団体 | 春日井市浅山町1丁目2番61号<br>社会福祉法人春日井市社会福祉協議会   |
| 3 指定の期間      | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで   |

## 第 105 号議案

### 春日井市自転車等駐車場の指定管理者の指定について

春日井市自転車等駐車場について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらる。

令和4年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称    | 春日井市高蔵寺駅北口自転車駐車場<br>春日井市高蔵寺駅北口当日自転車駐車場<br>春日井市高蔵寺駅西口自転車駐車場<br>春日井市高蔵寺駅南口バイク駐車場 |
| 2 指定管理者となる団体 | 春日井市鳥居松町5丁目44番地<br>高蔵寺サイクル連合体  |
| 3 指定の期間      | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで  |

第106号議案

春日井市高蔵寺まなびと交流センターの指定管理者の指定について

春日井市高蔵寺まなびと交流センターについて次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 公の施設の名称 春日井市高蔵寺まなびと交流センター
- 2 指定管理者となる団体 春日井市鳥居松町5丁目44番地  
高蔵寺まちづくり株式会社
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

報告第 33 号

和解の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年11月29日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

相手方		事件番号	事件名	和解要旨	専決処分日
所在地	名称				
<p>■■■■■■■■</p> <p>東京都新宿区 西新宿1丁目 26番1号</p>	<p>■■■■■</p> <p>損害保険ジャ パン株式会社</p>	<p>名古屋高等 裁判所令和 4年(■) 第■■■号</p>	<p>損害賠償請 求控訴事件</p>	<p>相手方■■■■■は市に対 し、春日井市立■■■小学 校で発生した■■■につ き、解決金1,000,000円 の支払を受けることによ り他の請求を放棄するこ とを約束し、相手方損害 保険ジャパン株式会社も 当該内容を了承したので 和解する。</p>	<p>令和年月日 4.9.20</p>